

「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）」への パブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

(1) 募集期間

令和6年1月5日（金）～ 令和6年2月5日（月）

(2) 公表場所

- ①市ホームページ及び広報紙への掲載
- ②市内公共施設への設置（10か所）
 - ・室蘭市役所本庁舎（正面玄関）
 - ・むろらん広域センタービル1階
 - ・蘭東支所（えきがるセンター）
 - ・市民会館
 - ・胆振地方男女平等参画センター（ミンクール）
 - ・保健センター
 - ・障害者福祉総合センター（びあ216）
 - ・生涯学習センター「きらん」
 - ・室蘭市サンライフ
 - ・図書館白鳥台分室（白鳥台ハックショッピングセンター内）

(3) 提出方法

意見記入用紙に必要事項を記入し、公表場所に設置している意見箱への投函及び障害福祉課への持参・郵送・ファックス・電子メールによる提出のほか、市ホームページからの電子申請

また、意見記入用紙への記載が困難な場合は口頭でも受付可

2. 提出意見数

1件（1人）

3. 意見等の概要と室蘭市の考え方

次ページのとおり

「分類」欄の番号の説明

- ①：今回計画及び取り組みの方向性として、意見等の趣旨を反映させていただいたもの
- ②：意見等の趣旨が計画及び取り組みの方向性として、既に予定されていたもの
- ③：今後、施策事業を検討・実施する際に参考にさせていただくもの
- ④：意見等の趣旨を計画及び取り組みに反映できなかったもの、またはその他の意見等

提出者	No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
A	1	<p>2021年に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児への支援は地方自治体の責務として行うこととなっているとのことですが、室蘭では全く実施されていません。</p> <p>早急に保育所やこども園、幼稚園などで、肢体不自由児や医療的ケア児など、重度の障がいのある子どもの受け皿を作れるようにしていただきたいです。また同時に、受け入れる際のバリアフリーを進めて欲しいです。</p> <p>障害福祉課と子育て支援課で連携をして子どもの居場所を作ってください。</p>	④	<p>医療的ケア児支援法に関し、本市では医療的ケア児等コーディネーターを配置し、担当保健師及び庁内関係課、関係機関と連携を密にして各種相談に対応しておりますが、ご指摘については関係者間で共有し、今後も対応に努めてまいります。</p> <p>また、市内保育所等における重度の障がいのある子どもの受け入れにつきましては、障害状況によって必要となる支援が大きく異なるため、一律に受け入れすることが難しい部分もあり、個別に対応を図ることが重要と考えております。</p> <p>第3期障害児福祉計画においては、まずは児童発達支援事業所での重症心身障がい児や医療的ケア児の受入体制の構築を図るなど支援体制の充実を図り、障がい児の居場所づくりにつながるよう努めてまいります。</p>